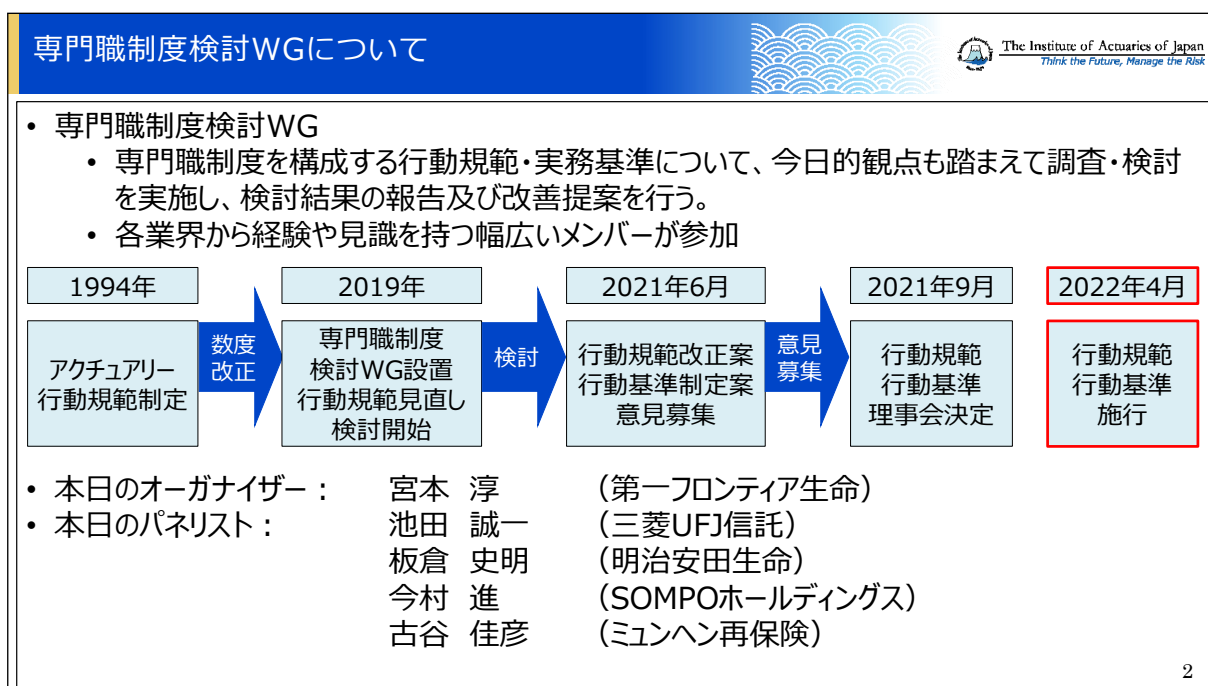


アクチュアリー行動規範の改正およびアクチュアリー行動基準 の制定について〈専門職制度検討WG〉

第一フロンティア生命	宮本 淳 君
三菱UFJ信託銀行	池田 誠一 君
明治安田生命	板倉 史明 君
SOMPOホールディングス	今村 進 君
ミュンヘン再保険	古谷 佳彦 君

宮本 皆さん、本セッションへのご参加、ありがとうございます。専門職検討制度検討WG座長を務めております、第一フロンティア生命の宮本と申します。本日は、「アクチュアリー行動規範の改正およびアクチュアリー行動基準の制定」のパネル・ディスカッションの司会をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。



では、専門職制度検討WGというものを聞き慣れない方もいらっしゃると思いますので、WGのご紹介から始めたいと思います。専門職制度検討WGにつきましては、行動規範・行動基準について、今日的観点を踏まえて調査・検討を実施し、検討結果の報告および改善提案を行うということで、2年前の2019年にワーキングが発足してございます。各業界から経験・見識を持つ幅広いメンバーに集まっていたいただいて、アクチュアリー会の行動規範の改正を検討してきたというものでございます。

そのうえで今年の6月に、改正案・制定案のドラフトができましたので、会員の皆様に意見募集をしたうえで9月に理事会決定を行い、今度の4月から施行するという形で、ここまで来たというところでございます。

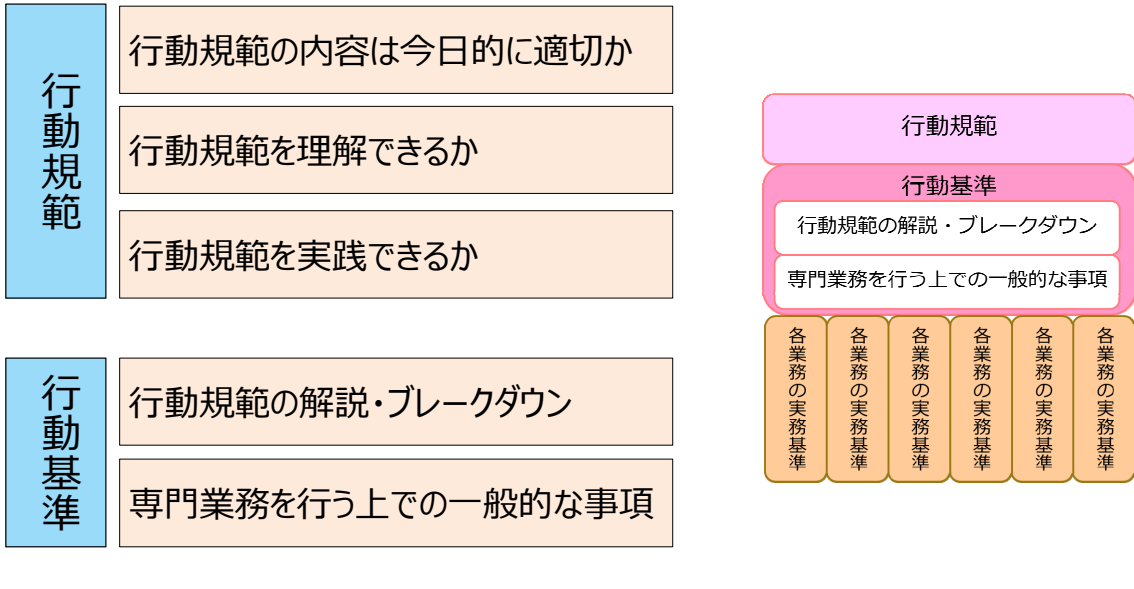
本日は、そのご紹介ということで、ここにパネラーの方が4名いらっしゃいます。古谷様、板倉様、池田様、今村様の4名にご参加いただき、単なる行動規範の変更の文字を追うだけではなく、検討の背景や込めた思いなどに今日は触れていきたいと思っております。

最初に今日の流れを説明しておきます。私から、行動規範と行動基準の制定に関する概要について、冒頭にお話しさせていただきます。その後、4つほどトピックスを挙げまして、パネラーの皆様にプレゼンテーションを頂き、皆さんとディスカッションをしていきたいと考えてございます。質疑応答の時間は最後に設ける予定でございますが、Slidoで適宜入力いただいて結構です。加えて、本日は、Live Polls機能を使って皆様からのアンケートを複数回取りたいと思っていますので、ご協力いただけるとありがたいです。

では、アンケートの練習も兼ねまして、1つ目のアンケートをやってみたいと思っております。1つ目は、「現行（改正前）の行動規範について」のアンケートでございます。ぜひたくさんの方に回答をしてもらえると助かります。



結果から見ますと、「知っていたが、読んだことはない」「読んだが、内容を知らない」が多いようです。私も実はこのWG座長を2年前からやっていますが、当然ながら以前に内容は読んだことがあります、「知っています」でしたが、中身の深いところまで知っていたかというところ、正直なところ、そこまではなかったかなというように思っています。そのような意味では、皆様と2年前ぐらいは同じレベルだったのですが、そこからしっかり読み込んできましたので、その紹介も兼ねて、少しお話させてもらいます。



では、行動規範の改正の概要についてです。今回、行動規範の改正において、我々WGが改正の視点として設定したものは、ここに記載の3つです。

まずは「行動規範の内容が今日的に適切か」です。行動規範にはアクチュアリー的主要な業務が、「保険及び年金にかかわる財政の健全性の確保と制度の公正な運営に努めること」と書いてございます。「保険・年金」という言葉が出てきていますが、今日的にはリスク管理やデータ・サイエンスなど、アクチュアリーが携わっている仕事がたくさんありますので、そのようなところへ広がってきている点を行動規範で表現する必要があると考えました。また、行動規範と同様なものは公認会計士や他の専門団体もありますし、海外にもアクチュアリー団体がございます。そのような団体と比較してどうなのかというのが、まず我々が持った課題意識でございます。

2つ目が、「行動規範を理解できるか」という視点です。行動規範はコンパクトにまとまっていますが、例えば「誠実義務」という言葉が記載してあります。さて、「誠実とは何でしょう」というと、それぞれ分かれるところ、考えるところだと思います。このような行動規範が理解できるかというところで、非常に考えました。

最後が、「行動規範を実践できるか」という視点です。こちらも例を挙げますと、行動規範の第4条に、「業務の提供」というものがあります。ここには、「会員は、本会における会員資格の種類と専門能力に応じて専門業務を行うものとする」と記載があります。さて、「会員資格の種類と専門能力に応じる」とは、どのように応じたらいいのか、これは実践できるのかという視点も、我々は持ちました。

このような点を踏まえまして、今回の行動規範の改正というのを行っています。加えて今のような課題のところをより解説、ブレイクダウンするものとして、今回は行動基準を新設しています。

このページの右側に少し小さい表があります。その中に各実務基準がありますが、「アクチュアリー業務を行う上で共通のところ、一般的な事項については、行動基準にまとめて書こうではないか」という視点を持って、これらも行動基準に入れ込むということで、行動基準を作

っています。

行動規範・行動基準の全体像		The Institute of Actuaries of Japan Think the Future, Manage the Risk	
行動規範（改正前）	行動規範（改正後）	行動基準	
第1条：総則 （職務の説明） （社会への貢献） （制定目的） （行動規範の改廃） 第2条：規範の遵守 （対象範囲の明示） 第3条：誠実義務 第4条：業務の提供 （専門職能者としての責任） （必要資源の確保） （利害の対立） （報酬） 第5条：責任の明示 第6条：守秘義務 第7条：相互研鑽 （疑義の表明） 第8条：名称の使用 附則	・前文 （職務の説明） （社会への貢献） ・制定目的 ・規範の遵守 ・誠実義務 ・コンプライアンス ・業務の提供 ・公正義務 ・守秘義務および 目的外利用の禁止 ・能力の向上 ・信用保持 ・行動規範の改廃 附則	【行動規範の内容の具体化】 ・行動基準制定の背景・目的 ・規範の遵守の例示・内容 - 対象範囲の明示 ・誠実義務の例示・内容 ・コンプライアンスの例示・内容 ・業務の提供の例示・内容 - 専門職能者としての責任 - 必要資源の確保 - 責任の明示 - 専門業務上の考慮事項 ・公正義務の例示・内容 - 利害の対立 - 報酬 ・守秘義務および目的外利用 の禁止の例示・内容 ・能力の向上の例示・内容 ・信用保持の例示・内容 - 名称の使用 - 疑義の表明	【実務上、業務によらず考 慮すべき事項】 ・重要性の評価 ・データの品質確保 ・数理上の前提と手法 ・モデルカバレッジ ・検証 ・報告

こちらは少し小さいですが、今回の行動規範・行動基準の改正前、改正後の全体像です。今回トピックスで取り上げたいのは、こちらの赤字の部分です。ここについて先ほどのような課題意識を含めて、ピックアップして説明していきます。お手元にある場合は、行動規範・行動基準の条文も適宜見ていただくと、ありがたいです。

パネルディスカッションの構成		The Institute of Actuaries of Japan Think the Future, Manage the Risk	
論点	関係箇所	内容	担当
見直しの視点、行動規範・行動基準の位置付け	全般	・ 行動規範改正・行動基準制定に至った背景や、それぞれの関係を整理	宮本座長
専門業務の範囲	行動規範前文	・ アクチュアリーの活躍フィールドの広がりに対応し、記載を抽象化	古谷委員
誠実義務、コンプライアンス	第3条(誠実義務) 第4条(コンプライアンス)	・ 誠実義務の内容を具体化 ・ 国際化を踏まえ、行動基準第3,4条で日本国外のアクチュアリーや日本国外に関するアクチュアリー業務に言及	板倉委員
専門能力の範囲内、能力の向上	第5条(業務の提供) 第7条(能力の向上)	・ 専門能力の範囲内で業務を行うこと、専門分野を示すこと、専門能力を高めていくことの必要性	池田委員
別表の内容、意義	行動基準別表	・ 様々な業務の中で共通して考慮すべき点を整理 ・ 重要性の評価は専門業務を行う場合全般に適用	今村委員
上記以外の論点	全般	・ まとめ、質疑応答	宮本座長

では、トピックスに移っていきます。まず初めに、行動規範の前文について触れます。前文

といいますと、私は日本国憲法の前文など、趣旨を示した非常に重要なポイントだと思っています。そのような行動規範の趣旨などを踏まえて、最初に取り上げたいと思います。では、古谷さん、よろしくお願いします。

古谷 宮本さん、ありがとうございます。ミュンヘン再保険の古谷でございます。初めに今回の検討ワーキング・グループのメンバーに加えていただきましたこと、あと、今日この場でご説明する機会を頂戴しまして、宮本座長をはじめまして、関係者の皆様には感謝申し上げます。

まず説明に入る前に、皆様に私の立場を、どのような立場で、このパネル・ディスカッションに参加しているのかということをご理解いただくために、簡単に略歴を申し上げさせていただきます。

現在、私はドイツに本社がございます、ミュンヘン再保険会社の生命再保険事業部というところに勤務しております。ビジネス・デベロップメント部というところを率いておりまして、日々、生命保険会社様が抱えていらっしゃる課題を理解し、弊社のリソースを使ってご提供できるソリューションというものを提案させていただくというのが一つ。もう一つが、日本支店の事業戦略の策定および推進といったところになっておりまして、実はあまりアクチュアリー業務に關与する機会はそれほど多くございません。

一方で、前職ではアクチュアリーのコンサルティング会社におりまして、そこでは、例えばエンベディッド・バリューやリスク管理、プライシングなど、いわゆるアクチュアリー業務というのを生命保険会社様に提供してまいりました。

一応申し上げますと、その前は元受会社に新卒で入社いたしまして、大阪で代理店営業などもありまして、あとはプライシング業務をしたというような経歴でございます。

ですので、いわゆる伝統的な保険会社でJ - G A A P決算をやったというような王道のアクチュアリーではございません。

逆に、「そのような人間が1人ぐらい行動規範の改定のようなところに携わってもよかろう」というところで、お声がけいただいたのかなというように思っているところです。

今日は、そのような少し本道から外れているアクチュアリーが、伝統的な保険会社に勤務されているアクチュアリーとは少し違った業務経験に基づいてコメントさせていただくことで、このパネル・ディスカッションの議論が深まっていくことに貢献できればというように考えているところでございます。

前文

- 第1条：制定目的
- 第2条：規範の遵守
- 第3条：誠実義務
- 第4条：コンプライアンス
- 第5条：業務の提供（＋行動基準別表）
- 第6条：公正義務
- 第7条：守秘義務および目的外利用の禁止
- 第8条：能力の向上
- 第9条：信用保持
- 第10条：行動規範の改廃

私からは、前文について、その変更内容や変更するときに考慮したポイントのようなところを簡単にご紹介させていただければと思います。

現行の行動規範では前文というものはございませんので、第1条に、総則というものが規定されております。総則の中に、「行動規範の目的」というものがございまして、今般の改正に伴いまして、目的を新たに第1条という形で創設いたしまして、目的以外の部分というのを前文という形で規定してございます。

主な変更内容のところをご説明する前に、私もアンケートをやらせていただければと思います。アンケートで皆さんにご協力いただきたいのは、「現在携わっている業務内容」をお答えいただければと思います。それでは、お願いいたします。できるだけ多くの方にご協力いただけると助かります。

宮本 投票数が伸びてきましたね。

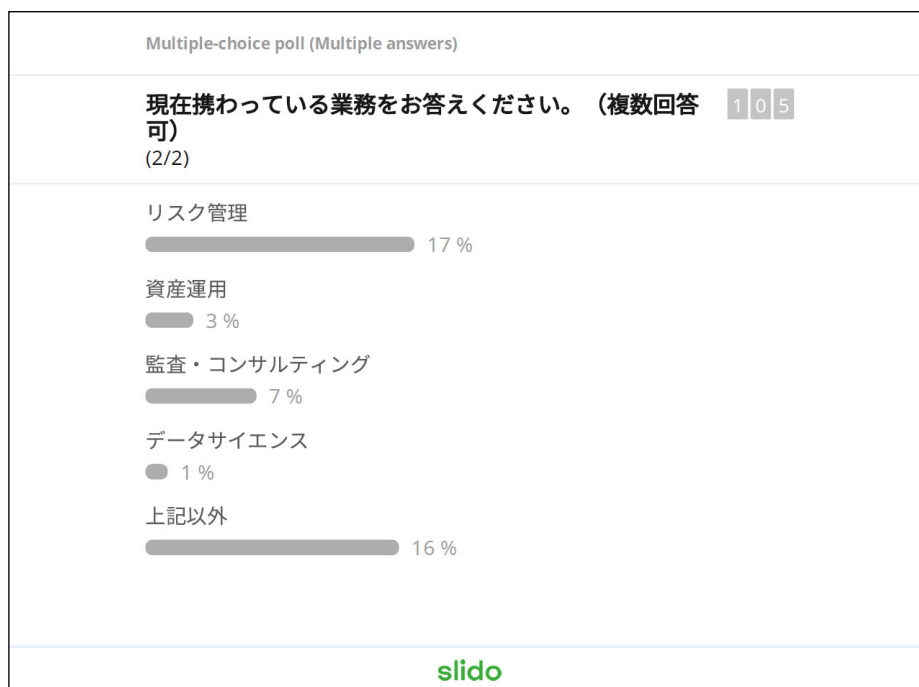
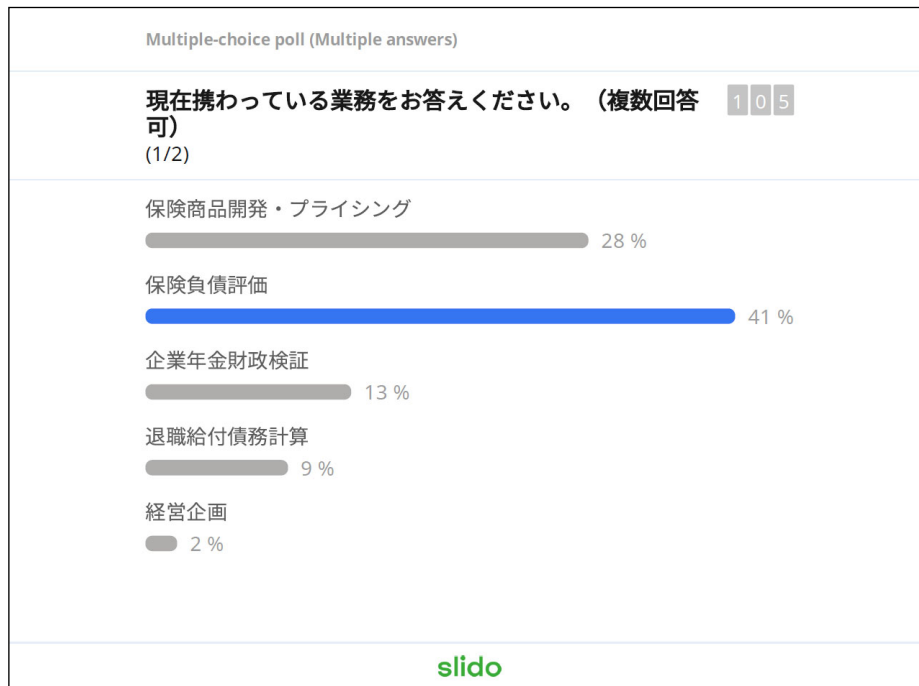
古谷 これは実況した方がいいですか。

宮本 プライシングがトップですね。

古谷 やはり、保険、プライシング、バリュエーション、年金の方も結構聞いていただいているのですね。

宮本 はい。だいぶ上2番が見えてきましたね。

古谷 はい。動きが止まりつつあるので、これぐらいにしますか。



古谷 予想どおりといたしますか、保険負債評価、バリュエーション関係やプライシングの業務に携わっている方が多いのかなという印象と、一方で少し意外だったのが、上記以外というのが上位に位置されていて、おそらくコンサルティングをやってらっしゃる方や、もしかしたら営業のようなことなど、いわゆる伝統的なところでデータ・サイエンスなども入っているのかもしれない。伝統的などころ以外の業務に携わっている方も、結構いらっしゃるのだなというような回答結果になっていると思います。

主な変更点： 専門業務の範囲

【改正前】（総則）

アクチュアリーは、的確な現状認識と将来予測に基づき、数理的手法等を活用して、保険及び年金にかかわる財政の健全性の確保と制度の公正な運営に努めることを主要な業務としている。その業務には、公共の利益に深くかかわるものも少なくない。



【改正後】（前文）

アクチュアリーは、数理的手法等を活用して、的確な現状認識とそれに基づく将来予測を行い、**その関与する事業の健全な発展や公共の利益の増進**に努めることを主要な業務としている。

考慮したポイント

- ・ アクチュアリーが関わる業務範囲の拡大を反映
- ・ 行動規範の陳腐化を回避

7

古谷 この回答結果は望んでいたところをごさいまして、従来と違ってアクチュアリーの方々
 が関与する業務というのが、今まさに広がってきているという状況で、この点を何とか反映し
 たいということが主な意図でございます。主な変更内容としましては、スライドでお示しし
 ている赤字の部分というところが主な変更の内容でございます。現行は、先ほど宮本座長から
 もご説明がありましたが、「保険及び年金にかかわる財政の健全性の確保と制度の公正な運営
 に努めること」ということが、アクチュアリーの主要業務と規定されておりました。今般の改
 正に伴いまして、アクチュアリーが、「関与する事業の健全な発展や公共の利益の増進に努め
 ること」というように変えております。

一見すると抽象的、もう少し平たく言うと曖昧な印象をお感じになられる方もいらっしゃる
 のではないかと思っておりますが、まさにそのとおりでございます。と申しますのも、現行の行
 動規範が制定されたのが1994年でございます。今から27年前でございます。この間にアク
 チュアリーを取り巻く環境というのも大きく変わってきたかなと。例えば、マイクロソフトの
 W i n d o w s というのが業務に広く使われるようになった。それに伴って、E x c e l という
 のが代表的な計算ソフトとして使われるようになりました。そして、リーマン・ショックが
 あって、リスク管理というのが脚光を浴びました。最近ですと、スマートフォンが大変普及し
 ました。今だとあらゆるものにインターネットがつながって、データがどんどん日々収集され
 ていく。

このような大きな世の中の変化に対応して、アクチュアリーの業務というものも、伝統的な
 責任準備金の健全性評価だけにとどまらず、資産運用やリスク管理、データ分析といったとこ
 ろまで、どんどん広がっています。おそらく今後も、世の中というのは大きく変わっていくで
 しょう。その中でアクチュアリーに求められる業務というのも変わる、もしくはさらに広がっ
 ていくということが予想されます。そのようなところを行動規範として、どのように定める
 のかというところを議論しまして、改正後のような文言になったということが主な意図でご
 ざいます。

簡単でございますが、私からの説明は以上になります。宮本さん、お返しします。

宮本 古谷さん、ありがとうございます。ここからはパネラーの皆様と議論をしていきます。前文の位置づけについて確認しますが、前文が先ほどのとおり、行動規範の総括的な位置づけという中で、もしかしたらメンバーごとに各自の思いがあるかもしれません。では、板倉さんの込めた思いを最初にご説明いただくと、ありがたいです。

板倉 はい。私は、一番重要なのは、専門職集団としての信頼だと思っています。アクチュアリーは、高度な数理的手法を用いてさまざまな課題に取り組んでいます。一方で、アクチュアリー以外の人から見た場合に、どのように感じているのでしょうか。例えば、アクチュアリーがある数理的な判断を下したとします。その下した内容について、依頼者等に説明したとします。説明するのは当然ですし、詳しくやるのでしょうかけれども、細部まで理解いただくというのは、なかなか難しいのではないのでしょうか。そうした際には、最終的には、アクチュアリーという職種に対する信頼を基に、「最後は任せる」というように依頼者は考えていただけるのだと思います。

では、今頂いている信頼が失われてしまったら、どのようになるのでしょうか。個人の信頼であれば、その人個人の問題かもしれませんが、場合によってはアクチュアリー集団全体に及ぶことも考えられます。

では、信頼を維持するためには、どのようにすればよいのでしょうか。私は、個々の会員が提供する専門業務の品質の確保が重要だと考えております。今回われわれは、行動規範、行動基準を改定いたしました。その中でも行動基準におきまして、今までの行動規範においては、アクチュアリーが業務を行ううえでのあり様というのは、なかなか詳しくは書いてなかったのですけれども、行動基準において詳しく書かせていただくことになりました。そのため、行動規範や行動基準をしっかり実践していただくということが、ひいては皆様の提供する業務の内容の品質確保、そして専門職集団全体の信頼確保につながるのではないかとこのように考えております。

また、行動規範・行動基準を実践していただくためには、能力開発というのも欠かせません。アクチュアリー会は会員の皆様の能力開発のために、資格制度や教育制度などを運営しております。ぜひ皆様にはアクチュアリー会の運営に積極的に関与していただいて、会員全体の能力の向上、ひいては専門職集団全体の信頼確保につながるようなところに寄与していただければというように感じております。

宮本 板倉さん、ありがとうございます。板倉さんからも、「信頼」という言葉が出てきました。前文の中には、「アクチュアリーへの社会の信頼が不可欠」という言葉も語られたりします。アクチュアリーが社会の信頼を得るというのは、どのような意義があるか。このような点も、もう1人聞いてみたいと思います。池田さん、いかがでしょうか。

池田 大体は板倉さんがお話しされたとおりのので、あまり話すことがなくて恐縮なのですが、われわれに仕事を依頼してくださる方が、アクチュアリーといういわゆる職能集団に対して、任せればきちんとやってくれると思ってきている、その結果としてアクチュアリーに仕事を任せてくれる、といった状態になっているということが、そもそもアクチュアリーという集団


が「社会の信頼が得られている」ということの意義なのではないか、と思います。

少し違う話かもしれないのですが、今回、行動規範・行動基準を作っていますが、このような基準を会として制定して、それを会員に対して機能する形で守らせる。このようなことをきちんとやっているということ自体が、アクチュアリーが社会の信頼を得るための一つの手段というようにも思いますので、今回このような形の改定を行ったわけなのですが、その意義というのは大きいのかな、と思っています。

なので、今日の話は大体会員の方が聞いてらっしゃるかと思うのですが、会員ではない人たちが、特に今後アクチュアリーになりたいというような方についても、広くこのような内容について知ってもらえるとありがたいと思います。

宮本 ありがとうございます。

この前文のところでは、「アクチュアリーの仕事というのは何だ」、「あまり具体的に書かずに可能な限り恒久的な表現にしたい」、けれども、「理解できないとだめだ」など、WGの中でも非常に悩ましい課題でしたが、できるだけ本質を押さえながら書いていったというところですね。ありがとうございます。

誠実義務・コンプライアンス	 The Institute of Actuaries of Japan Think the Future, Manage the Risk
前文	
第1条：制定目的	
第2条：規範の遵守	
第3条：誠実義務	
第4条：コンプライアンス	
第5条：業務の提供（+行動基準別表）	
第6条：公正義務	
第7条：守秘義務および目的外利用の禁止	
第8条：能力の向上	
第9条：信用保持	
第10条：行動規範の改廃	

8

宮本 では、次のテーマにいきます。次は、「誠実義務」と「コンプライアンス」です。コンプライアンスはまだ一般的によく聞く言葉だと思います。けれども、「誠実」というのは具体的にどのようなものなのでしょうという点は、WGで非常に検討してきました。このようなところを紹介したいと思います。では、板倉さん、よろしくお願いします。

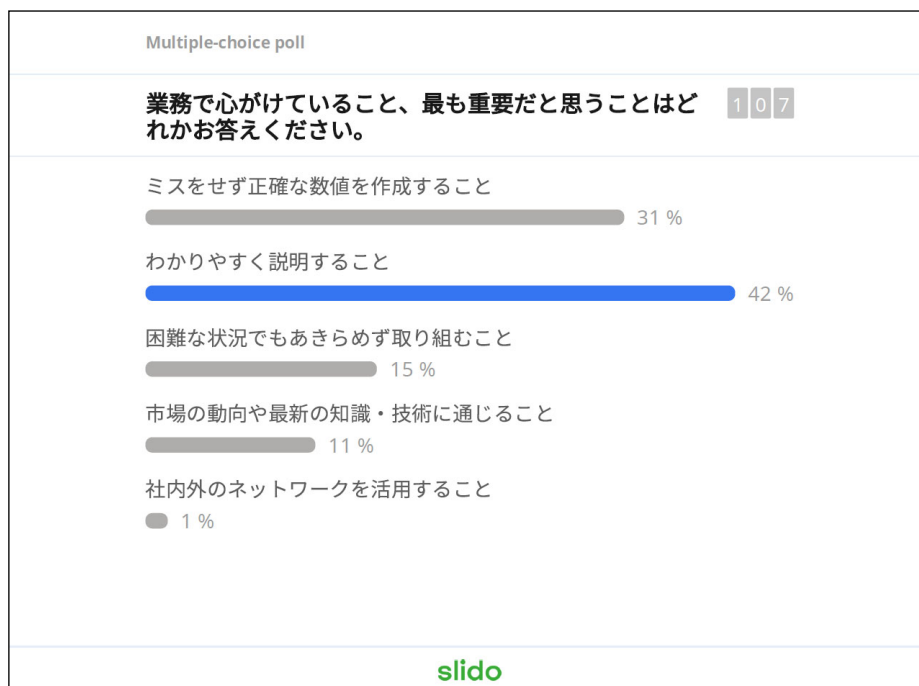
板倉 はい。少し自己紹介が遅れてしまいましたけれども、明治安田生命の板倉と申します。最初に簡単に私の経歴を申し上げますと、2008年に明治安田生命に入社しまして、それ以来、ALM関連業務や個人保険・企業保険の決算関連業務、子会社の損害保険会社において、損害保険の決算業務や収益検証業務というようなことをやってきました。現在は、企業価値計測や、

その計測モデルの開発等に携わっております。

最初にアンケートをさせていただきます。「業務で心掛けていること、最も重要だと思うこと」を選んでいただければと思います。誠実義務や、そのあたりの話をする際の参考にさせていただければと思います。

宮本 やはりミスがないことは大事ですね。

板倉 そうですね。なかなか、「一番重要な」というと、全部重要なのですがけれども、どれを選ぶかというのは、人によって分かれるのかなというようには思います。それでも意外と分散しているかなというようには感じます。一番上の、「わかりやすく説明すること」というのは、前半の海外の方のセッションでも、何かそのようなことを言っていたような記憶がありますけれども、アクチュアリーに必要な技能かなというように思っています。はい、このようなところですかね。



板倉 基本的には上の二つという感じですがけれども、その中でも下の方にも結構分散していて、これを見ても、結構人によって誠実というのですか、業務をやるうえで、どのようにやっていくかという考えの幅が、意外とあるのかなというようには感じ取れるかなと思います。アンケートへのご協力ありがとうございました。

主な改定内容

改定事項	ア会の状況 (行動規範)	改定の視点	
		①他団体との比較	②業務の国際化・多様化
誠実義務	・「誠実」の説明なし	・「誠実」の説明を加える ・他の会員の意見を尊重し協力して業務を行うことを求める	・国外のアクチュアリー会の会員や他の専門家の意見も尊重し、協力して専門業務を行うことを求める
コンプライアンス	・条項自体がない(暗黙の前提) ・実務基準の遵守は求める	・法令等の遵守を明記 ・海外の団体では法令の優先を明記 ⇒日本では法令との矛盾は考えにくいので採用せず	・国外に関する専門業務を行う場合には対応する法令及び実務基準の順守を求める

※赤字はア会の独自性が強いもの

議論のポイント

- ・アクチュアリーにとっての「誠実」とは何か（行動規範・行動基準 第3条）
 - －「自己の専門業務を、正直に、勤勉に、かつ責任をもって行う」とは
 - －「自己の能力を踏まえて、通常期待される注意を払う」とは
 - －「他の会員の意見を尊重し協力して業務を行う」とは
- ・「コンプライアンス」を明記した思い
- ・国外に関する業務を行う際は法令等遵守の観点からどのようなことに気を使うか

板倉 では、私からは、行動規範及び行動基準の、誠実義務とコンプライアンスに関する変更点について、説明させていただきます。

まず上に、「改定の視点」というのを記載させていただきました。一つ目は、「他団体との比較」でございます。国内で言いますと、公認会計士協会や、海外のアクチュアリー団体との比較を行いました。先ほど古谷さんからもお話があったように、今の行動規範というのは、1994年に制定以来、今日に至るまで大きな改定はなされていませんでした。一方で、他団体を見ますと、行動規範・行動基準というのは改定や制定が進んでいて、アクチュアリー会というのは取り残されたところがあったかなというように思います。それらの団体との比較を通しまして、今日的な見直しや、もしくは社会の要請等々を客観的にキャッチ・アップできるのではないかなというように意図しました。

二つ目は、「業務の国際化・多様化」になります。1994年当時でしたら、国内でさらにアクチュアリー周辺で、大体の業務が終了するというようなことも多かったかと思えます。ところが、今ではアクチュアリー業務は飛躍的に広がっておりまして、そのような点も踏まえる必要があるかなというように感じました。

その2点の視点を基に、実際に改定した内容をこれから説明させていただきます。まず、「誠実義務」に関して、現行の行動規範においては、「誠実に業務を行う」というようにしか書いていなくて、どうしたら誠実な業務を行ったと言えるのかというのが、よく分からない状態だということになっていました。そこで他団体などの状況を参考にしまして、「どうしたら誠実な業務を行ったと言えるのか」というような説明を加えることにいたしました。

また、「業務の国際化・多様化」を踏まえまして、国内のアクチュアリーとは意見を尊重して協力するのは当たり前ですのでけれども、海外の拠点や海外で仕事をする人たち、または周辺の専門業務の人たちと仕事をすることも多いかと思えますので、その方々とも意見を尊重し、協力して業務を行っていく必要があるであろうということで、そのような手当てを行わせていただきました。

続いて、「コンプライアンス」になります。「コンプライアンス」については、現行では独立

した条項はございませんでした。注釈では、「実務基準に通じて遵守すること」というような内容は書いてあるのですけれども、それにとどまっていたという状況であります。そこで他団体の行動規範や行動基準を参考にいたしまして、今般コンプライアンスというのは、「法令等を遵守すべき」ということを明記させていただきました。

一方で海外のアクチュアリー会の行動規範等々と比較している中で気づいたことなのですが、アメリカやヨーロッパのアクチュアリー団体など、海外の団体では、行動規範と法令等がコンフリクトした場合には、「法令等を優先してください」というような規定があり、これを日本でも取り入れるべきかというのが少し気になりました。ただし、ヨーロッパでは、国ごとに法令が違うというようなことがあり、また、アメリカでは州、ステートごとに法令が違うというようなこともあろうかと思えますので、そのあたりを意識して書いているのかなというように感じました。

日本では、日本はもちろん1個しかないのですが、1対1で法律が大体対応しているということを見ると、そこまで気にしなくてもいいのかなということで、日本では採用しないということにさせていただきました。また、日本のアクチュアリーも、海外で仕事をしたり、海外の親会社の要請に基づいて海外の仕事をすることなどもどんどん増えてきたかと思えます。その際に海外の法令等を遵守するということが必要だと思えますので、「海外の法令や行動規範をきちんと遵守しましょう」というような条文の手当てをさせていただきました。私からの説明は以上になります。

宮本 板倉さん、ありがとうございます。

今のご説明を受けて、まず、「誠実」というところについて、皆さんの意見を伺っていきたいと思います。私もふだんの業務で、「誠実にやっているか」と言われると、言葉の意味が非常に深いので、「何とも言えない」というところがありますが、このようなところでまた理解が深まったらいいなと思います。

まず、板倉さんはどのようにお考えでしょうか。

板倉 はい。先ほど行動基準において、「誠実義務の内容を詳しく書かせていただいた」というように言ったと思います。そちらのスライドの下段を見ていただくと、三つの内容が詳しく書いてあると思います。これは他の団体などの内容も参考にして、できるだけ詳しく書かせていただきました。どのようにやると誠実になるのかということを理解するうえでは、条文を一つひとつしっかり理解していただくというのが、まずは必要なのかなと考えております。

宮本 ありがとうございます。

では、ここに条文を3つ挙げていますが、この意味について、パネラーの皆さんのご意見を聞いていきたいと思います。1つ目が、「自己の専門業務を、正直に、勤勉に、かつ責任を持って行う」です。結構ハードルの高い話だと思いますが、これについて、「具体的にどのようなことが求められるのか」というところを解説いただければと思います。

今村さん、お願いします。

今村 はい、今村です。今ありました第3条第1項の記述について、意味とすれば、これは、

「専門家として依頼された業務はしっかりやりましょう」という意味です。当たり前のことなのですけれども、あえて当たり前なことをここに記載しております。先ほどから、「信頼」と出ておりましたけれども、信頼を獲得するためには、当たり前のことの積み重ねが必要だということだと思っています。

あと、「誠実」というのは、先ほどありましたように、「よく分からない」とありましたけれども、法令等で決まっているわけではなくて、社会規範として、われわれ専門家に対して社会が要求しているものというところで。当然専門家として、コンプライアンスや法令遵守は当然なのですけれども、このような社会からの要求に対してもしっかりと応えていくということが、信頼を得ていくためには必要であるというように考えています。

宮本 今村さん、ありがとうございます。なかなか深いところにあります。

では、もう1人伺ってみましょうか。池田さんはどのようにお考えでしょうか。

池田 はい。一つ目の部分については、依頼された方の目的のために忠実に業務をしっかりとやってください、ということかと思えます。先ほど今村さんがおっしゃったとおり、専門職業者かどうかにかかわらず、そもそも業務を承った者が行うべき当然の前提のような感じがするのですけれども、裏を返すと、「依頼を通じて、依頼された方の目的以外のことをしないで」というところもあるのかな、と思っています。例えば、利益相反的なことが生じるようなことですね。こういったことをするなよ、ということも意味として含んでいるのではないかと思います。

宮本 なるほど。わかりました。

では、2つ目にいきましょうか。「自己の能力を踏まえて、通常期待される注意を払うこと」という記載があります。これはどのようなことを求めているのでしょうか。続けて池田さん、お願いします。

池田 そうですね、依頼される方は、アクチュアリー能力を見込んで仕事を依頼されてくると思うのですけれども、そこにはやはり、「専門家に頼んでいるのだから、きちんとやってくれるよね」という期待があると思っています。ですので、そのような期待にきちんと応えるというために専門家として、注意を払うべきところを押さえて業務に当たる、すなわち、注意義務をしっかりと果たすべきだということなのだと思います。

ちなみに、スライドに「通常期待される注意」とありますけれども、これについては、この後、行動基準の別表のところの説明があると思いますので、それも今後の参考になるのではないかと思います。

もう一つ、「自己の能力を踏まえて」ともありますが、自己の能力を超えていることに必要な注意を払うというのは多分難しいことだと思いますし、また、その能力の範疇を超えることを期待されても困ります、というのもあるかと思っています。そのような意味でも、また後の方で出てくる「業務の提供」のところで、「能力と責任の範囲で業務を提供していきましょう」、「必要に応じて、その内容を明示していきましょう」など出てきますが、そのようなところが誠実という話もつながってくるかと思っていますし、結果的に自らの身を守るというようなことにもつ

ながるように思っています。

宮本 はい。ありがとうございます。

行動規範と行動基準の議論ですが、参加されている方から見ると、「会員に対して求めることばかり」という印象かもしれませんが、むしろ、「会員を守る」という視点もあるというように理解できると思います。

では、最後の3つ目ですね。「他の会員の意見を尊重し協力して業務を行う」。こちらについて、解説いただこうと思います。古谷さん、よろしくお願いします。

古谷 はい。これも、当たり前と言えれば当たり前なのですがけれども、通常はアクチュアリーが業務を行う場合に、1人で完遂するということはあまりなくて、どちらかというところ、他の会員の方と共同で行うということが一般的かなと思っております。大量のエビデンスがあって、誰がどう見ても同じ結論になるという場合もあるのでしょうかけれども、大体の場合は、限られたデータを使って、エキスパート・ジャッジメントというのが求められてしまいます。そのときには、やはり同じ専門家の中でも異なる考え方や見解ということになってしまったりする場合というのが往々にしてあります。

では、そのような場合に、例えば上司・部下の関係で、上司が一方的に自分の意見を押しつける、または、海外のアクチュアリーと話していて、「日本の事情をおまへはよく分かってないから、もう言うことを聞け」と、そのような一方的な議論をするということになってしまうと、建設的な議論にはならないです。やはり求められることとしては、異なる文化であったり、異なる業務経験であったりバックグラウンドであったりなどというものをお互いに尊重し合いながら、お互いが言っていることを注意深く理解する。そのような中でお互いが納得できる結論に導いていくということが、アクチュアリーという専門職として求められる誠実性の一つなのかなというように思っているところです。

宮本 ありがとうございます。

「誠実」という、この二文字ですけれども、この言葉の裏側の意味を、皆さまにだいぶご理解いただけたと思います。

では、最後にコンプライアンスについても少し議論をしたいと思います。先ほどコメントの中に、「時代の要請を明記」したとありましたが、このご時世でなぜ明記しなければいけないのかといったことも含めて、今村さんから紹介してもらえますか。

今村 はい。コンプライアンスは現行の行動規範にはないのですがけれども、それを考えられた90年代の初頭ぐらいを考えますと、今よりもアクチュアリー会の会員の数は非常に少なく、お互いに顔見知りで大体分かっているという状況があったのかなと思っています。要するにコンプライアンスも、「そのようなものはみんな守っている」と、それを分かり合った中で、このような検討をされたのかなと思っています。

これは私の私見で想像にはなるのですがけれども、いわゆる行動規範を作った以前のアクチュアリーの先輩方は、作った以前でも、アクチュアリー会の歴史はもう100年近くあると思うのですが、行動規範はなくても自律的に行動されて社会の信頼も獲得していたというような自負

があったのではないか。そのような中で行動規範を作った。そのときに、もう当たり前のことは省略してしまったというようなところもあるのではないかと、想像なのですけれども、そのように思っています。

ただ、今状況が変わったのは何かといいますと、アクチュアリー会の会員数は非常に増えていると思います。いろいろな業種の方がいらっしゃいます。学生もいらっしゃいますし、外国人もいらっしゃいます。そうしますと、今で言うダイバーシティーということで、アクチュアリー会にとっては非常にいいことなのですけれども、先ほど言いました過去の「もうみんな分かり合っている」というような状況ではないというところがあるかと思えます。ですので、約束事、やるべきことはしっかり書いて、それを守らせてというところで、やはり強固な専門家集団としての基盤を持つというところが、非常に重要に、今なっていると思っております。

宮本 ありがとうございます。

今の今村さんの話は、私もよく仕事上で指摘されるフェーズというのですかね、空気を読んでいるかなど、そのようなことを言われてもうまくいかないことはよくあるので、やはり見える化といった視点は今日的に大事なかなと思います。

最後に、行動基準に記載の海外の点ですが、「国外に関する業務を行う場合には、対応する法令及び実務基準の遵守を求める」という記載があります。

このような視点は今日的には大事なところだと思いますが、実際のところは、海外の法令や実務遵守ということ言われても大変な面があります。このような点について、世界を股にかけている古谷さん、実務などで気にされているところがあれば、ぜひご紹介をお願いします。

古谷 はい。股が裂けそうですけれども。

コンサルティング会社や再保険会社によりますと、確かに日本の生命保険会社様から、特定の国の法令や実務基準に基づいた業務をご依頼いただくというような場合はございます。では、そのときに私が全部それを熟知しているかということ、そのようなことはないですし、取りうるアプローチというのは、当然社内の人材の中で、その国を専門にやっている人間をプロジェクトに組み入れて、共同で業務を提供していくということになります。

当然、その求められる業務内容は、例えば、われわれから提供する業務というのが、そのまま生命保険会社様のディスクロージャーに影響してしまう。もしくはM&Aのように、財務的なインパクトが非常に大きい。もしくは、社内の調査目的というような業務にもレベル感がありますので、内容に応じて、専門家の関与する度合いということも変わってくるのかなというところがございます。

社内リソースで対応できればいいのですけれども、どうしても社内のリソースでは対応しきれないというような場合がございます。そのような場合には、まずはお客様に対して、われわれができる範囲というのを明確にお伝えするということが一番だと思っておりますし、その中で欠けているピースというのが、どうしてもお客様の方で重要だということであれば、残念ながらお断りするということもあるかと思えます。ただ、そのようなところも専門職として、専門業務を提供するアクチュアリーとしては、誠実な対応の一つなのかなというように考えているところです。

宮本 ありがとうございます。

誠実とかコンプライアンスとかいう視点で、アクチュアリーとしての行動について、コメントがいろいろ出てきました。

では、板倉さんから全体を通して、ご感想等ありましたらお願いします。


板倉 はい。皆さん、各委員いろいろな意見が出たと思いますけれども、どのように感じたでしょうか。私は、中堅以上の方だと特にそうだと思うのですけれども、言っていることもそうですし、書いてあることもそうだと思うのですけれど、結構当たり前のことではないかと。誠実義務、コンプライアンスともに、「当たり前のことを書いているではないか」というように感じている方も多いかと思います。

ただ、その当たり前というのが、「最初から当たり前だったのか」というと、そうではないのではないかと、私は思っています。おそらく経験や諸先輩方から学んだことも、大きな影響を与えているのではないかと思います。

逆に言いますと、経験に基づく古谷さんのコメントなどを聞いていると、若い方々が、「あ、そうなんだ」というように気づかされることも多かったのではないかと思います。誠実義務とコンプライアンスについては、なかなか無意識でやっているところがありますので、人によっては、その解釈の幅というのが、どうしてもできるのだと思います。最初のアンケートでも結構な幅があったのは、ごらんいただいたと思います。ですので、今回はこのような議論を通じて、もしくはこの行動基準にしっかり書くことで、皆さんが、「誠実義務とは、このようなことだよ」というような共通の認識が、しっかり深まっていくといいのかなというように、私は期待しておるところです。

宮本 ありがとうございます。

業務の提供・能力の向上

 The Institute of Actuaries of Japan
Think the Future, Manage the Risk

前文

第1条：制定目的

第2条：規範の遵守

第3条：誠実義務

第4条：コンプライアンス

第5条：業務の提供（+行動基準別表）

第6条：公正義務

第7条：守秘義務および目的外利用の禁止

第8条：能力の向上

第9条：信用保持

第10条：行動規範の改廃

10

宮本 では、次の話題にいきます。次は、「業務の提供」、「能力の向上」です。業務の提供と

いっても、計算結果だけを通知すればいいというものでもないですし、能力と言ってもExcelを使いこなせばいいなど、そのようなレベルでもないと思いますし、このような点も深いところがあります。WGで考えたことについて、池田さんから紹介をお願いします。

池田 私は三菱UFJ信託の池田と申します。遅ればせながら、簡単に私の経歴を説明させていただければと思います。1998年に三菱UFJ信託に入社いたしまして、そこから最初の2年間くらい、もうないのですけれど、適格退職年金制度の決算や再決算業務をさせていただきました。その後、年金ALMや退職給付制度のコンサルティングといった、コンサルティング業務に、大体15年くらい携わりました。現在は、確定給付企業年金制度の制度変更や、退職給付債務の変更計算に携わりながら、年金数理人として年金財政運営についての確認や提案をさせていただいております。

これから私から説明させていただきますのは、スライドにもあります「行動規範・行動基準」の第5条の「業務の提供」と、第8条の「能力の向上」についてです。

まず、アンケートに入らせていただければと思います。「業務において専門分野が変わった経験をお答えください」ということで、業務が変わった経験についてご回答いただければと思います。

宮本 社内が多いのでしょうか。

池田 「社内」、「部内」。意外と、「経験なし」という方もいらっしゃいますね。

宮本 「経験なし」が意外と多いですね。

池田 社内の所属異動は漠然としすぎて何のことか分からない感じがします。何年か働いていれば、それくらいあるだろうというような気がしますので。

「同業他社への」や、「異業種への」出向・転職も意外とありますね。

宮本 意外にありますね。

池田 15%は結構あるな、という感じがしますね。一番多いのはやはり「社内」ですかね。



池田 「社内の所属異動」は、仕事がどのように変わったのかぴんとこない部分もあるのですが、15%くらいは全く違う業種に入られている方がいらっしゃるということですね。そうしたことが、この「業務の提供」の部分に関係するように思われますので、それを踏まえて、この後の説明を聞いていただければと思います。

業務の提供・能力の向上	
<p>• 業務の提供</p> <p>(主な内容)</p> <p>・専門職能者としての責任、必要資源の確保、責任の明示、実務によらず共通に考慮すべき事項</p>	
<p>行動規範 (現行)</p> <p>(業務の提供)</p> <p>第4条 会員は、本会における会員資格の種類と専門能力に応じて専門業務を行うものとする。</p> <p>(責任の明示)</p> <p>第5条 会員は、その資格に基づいて作成する専門業務に関する文書には、自己の資格と氏名を明示するものとする。</p> <p>2 会員は、報告書等を作成する場合には、必要に応じて専門職能者として負うべき責任の範囲を明らかにするものとする。</p>	<p>行動規範、行動基準 (改正後)</p> <p>行動規範第5条 (業務の提供)</p> <p>会員は、自らの専門能力と責任の範囲内において専門業務を提供するものとする。</p> <p>行動基準第5条 (業務の提供)</p> <p>会員は、本会における会員資格の種類や専門分野 (職務経歴や専門知識等) を必要に応じて示した上で、専門業務を行うものとする。</p> <p>...</p> <p>3 会員は、専門業務を行うにあたっては、自らの責任の範囲を明らかにするために、次の事項を遵守するものとする。また、報告書等が直接の依頼者以外の者に利用されることで、第三者に意図しない影響を与えることに留意する。</p> <p>(1) 専門業務に関する依頼者への報告書等 (以下「報告書等」という。) を本会における会員資格に基づいて作成する場合には、自己の資格と氏名を明示する。</p> <p>(2) 報告書等を作成する場合には、必要に応じて専門職能者として負うべき責任の範囲を明らかにする。</p>
<p>(議論のポイント)</p> <p>・会員の種類</p> <p>・自己の資格と氏名の明示</p>	<p>・専門分野 (職務経歴や専門知識等)</p>

11

池田 では、この「業務の提供」についてですが、上段に書いてありますとおり、「専門職能者としての責任」「必要資源の確保」「責任の明示」「実務によらず共通に考慮すべき事項」と、この四つについて書いてあります。

中段のところには新旧対照表が書いてありますが、こちらの右の方が改定後になっています。

まず一つ目の、「専門職能者としての責任」は、行動規範・行動基準の最初の第1項のところに書いてあります。二つ目の「必要資源の確保」は、スライドでは省略させていただいているのですが、第2項のところに書いてあります。三つ目の、「責任の明示」は、第3項のところに書いてあります。最後の、「実務によらず共通に考慮すべき事項」については、スライドでは省略させていただいているのですが、第4項のところに規定している形になっています。

この四つ目の、「実務によらず共通に考慮すべき事項」は、後ほど別テーマのところでご説明させていただくことになっていますが、残りの三つの部分については、新旧対照表を見ていただいている程度分かりますとおり、改正前の行動規範の4条・5条の内容を踏襲しつつ、行動規範・行動基準それぞれに内容を落とし込んだ形になっています。

字面をさらっと見ると、「少し規定する場所が変わったかな」くらいに感じられるかもしれませんが、最初の一文のところを見ますと、「本会における会員資格の種類と専門能力に応じて」となっているのが、「自らの専門能力と責任の範囲内において」と変わってしまっていて、似ているようですが少し違います。

この部分は、規範の改正の議論の中でもポイントになったところでして、例えば、「会員の資格の種類と専門能力」とありますけれども、確かに正会員でないとできない仕事というのはあるのですが、正会員でないと専門能力がないということでもないですし、また、アクチュアリー試験に受かった正会員は、生保、損保、年金と専門分野に違いがあるのに、専門分野ではない仕事を普通に行うことができちゃうのではないかと、というような話がワーキング・グループのメンバーの中で議論されました。

基準の3項のところに書いてある、「自己の資格と氏名の明示」も議論されたところです。これについては改正前から書いてあるのですがけれども、そもそも資格に基づいて作成する専門業務に関する文書というのは何なのか、ということや、読み方によっては、すべての業務について明示しないといけないのではないのか、だとすると、実際はそのようなことはできず、行動規範に違反して懲戒対象になってしまうので、実際の業務に過度な縛りにならないような形にするにはどのように記載すべきか、といったところが、規範を考えるに当たっての議論のポイントです。



• 能力の向上

(主な内容)

・ (専門能力についての) 能力の向上の内容・例示

行動規範 (現行)	行動規範、行動基準 (改正後)
(相互研鑽) 第7条 会員は、専門業務の特性に鑑み、会員相互の公正な議論、相互研鑽等を通じ、専門業務に関する能力の向上に努めるものとする。	行動規範第8条 (能力の向上) 会員は、専門業務に関する能力の向上に努めるものとする。 行動基準第8条 (能力の向上) 会員は、専門業務の特性に鑑み、自己研鑽や相互研鑽等を通じ、専門能力および専門業務に関する幅広い能力の維持向上に努めるものとする。 2 前項における「専門業務の特性」には、たとえば、必要となる専門知識が高度化し多様化していくことを含む。

(議論のポイント)

- ・相互研鑽
- ・能力向上の範囲

池田 次のスライドにいていただきまして、「能力の向上」のところですね。こちらのスライドに記載させていただいた内容は、「(専門能力についての) 能力の向上の内容・例示」です。改正前の行動規範の第7条にあった、「相互研鑽」の内容ですね。こちらを見直しまして、今回の行動規範の8条と行動基準の8条に落とし込む形になっています。

目立った違いとして、タイトルがまず変わってしまっていて、「相互研鑽」というのが、今回は内容に沿うような形で、「能力の向上」に変えています。能力の向上について、行動基準のところで、内容をもう少し具体化する形になっています。

ワーキング・グループの議論の中では、元々のタイトルがなぜ「相互研鑽」だったのか、ということがポイントになりまして、「能力の向上」の話であれば、そもそも自己研鑽は普通に行うものなのに、なぜこの規定では「相互研鑽」のみ書いてあるのだろうということです。これについては、改正前の行動規範の制定当時の議論も確認しながら検討を行いまして、今回のような形になりました。

二つ目のポイントといたしましては、「能力向上の範囲」をどのように考えていくかです。先ほどから、いろいろ話がありましたとおり、アクチュアリー業務の範囲が広がってきており、アクチュアリーとしては幅広く能力の向上を図っていくべきかと思うのですが、これを行動規範・行動基準に規定するときどこまで広げて書くのか、あるいは、専門業務自体が時間の経過とともに変化してくるといったところもありますので、そのような変化に対応していくためにはどのような形で記載していくのがいいのか、というようなところが議論されました。私からの説明は以上になります。

宮本 池田さん、ありがとうございます。

アクチュアリー能力は個人ごとにまちまちですし、提供できる業務も個人ごとにまちまちだと思います。

では、ここでは、業務の提供について、もう少し深掘りしてみます。板倉さん、業務の提供について、もう少し紹介いただけるとありがたいです。

板倉 はい。先ほど池田さんからもお話がありましたとおり、大きく分けて三つの議論があったので、それを紹介させていただこうかなというように思います。

一つ目は、会員資格の種類に関する議論です。実施できる専門業務と会員資格を結びつけるべきかどうかという議論がありました。現行の行動規範を見ますと、「本会における会員資格の種類と専門能力に応じて専門業務を行うものとする」というようにありまして、会員資格の種類と専門能力や専門業務の間には、何らかの関係があるように見えます。おそらく制定当初については、資格に基づく保険計理人や年金数理人など、それらの業務を意識して書いたものではないかというように思います。

一方で、現在では業務の範囲というのが多様化しておりますので、この条文だけ見た限りですと、そこまで読み取るのはなかなか難しいのかなというように思います。また、資格試験において、一定の担保がされている資格の種類によって、担える専門業務というのが異なるというのは、一定の合理性があるのかなというようには思うのですが、一方で、実務的な視点から申し上げますと、正会員のいない会社があったり、もしくは、そのような部署があったりなど、そのようなところで実際に今、業務が行われている中で、そこを規制しに行くというのは、なかなか考えにくいというような視点もございました。これらの議論を参考にしまして、最終的には会員資格と専門業務の間の結びつきというのは、なくすということになりました。

続きまして、専門分野に関する議論をご紹介します。年金分野で働いたアクチュアリーが、例えばですけれども、コンサルティング会社に就職して、そこで保険計理人の業務を受託する場合というのを想像してみてください。もちろん、保険計理人の能力をしっかりと得たうえでそのような業務に携わるのであれば、特に問題はないのですけれども、そうではない場合もゼロではございません。よって、そのようなことを防ぐために、何らかの手当てが行動規範で必要なのではないかなというような議論もございました。

とはいえ、そのあたりのものを行動規範で規制するというのは、なかなか難しいというようになりまして、最終的には、まずはこちらの現行の行動規範第5条の話になりますけれども、「会員は業務を引き受ける場合には自分の能力に照らして、その業務をしっかりと遂行する能力があるのかというのを考えたうえで業務を引き受けてください」ということとしました。一方で、その業務を依頼するクライアントや雇い主からしますと、最低限、その人の資質というのは確認しなくてはいけないというのは、ある程度あると思います。

ですので、最低限の責任を果たせるように、「会員は、もしクライアント等から職歴や資格というのを聞かれたら、きちんとその参考となるように教えてください」というようなものを行動基準第5条に当たるのですけれども、こちらで規定させていただいたというようになります。よって、会員側で自己チェックすると、クライアント側もきちんとチェックできるように、「会員は、聞かれたら正しく答える」というようなダブルのチェック機能を働かせることで、十分ではないのですけれども、ある程度実効性のある仕組みになるのではないかなというように考えました。

三つ目の視点も話したいところではあるのですが、なかなか時間の限りがありますので、そこは今回割愛させていただきたいと思います。

宮本 板倉さん、ありがとうございます。

では、能力の向上についても、もう少し掘りましょうか。私自身も自己成長していきたいなと普段思っていますが、アクチュアリー業務は範囲やスピードがどんどん広がってくの、実際にはキャッチ・アップすることは非常に大変だと思います。このような能力の向上のところは行動規範で定めていますが、その議論の中身について、今村さんから紹介いただけますか。

今村 はい。能力の向上につきましては、先ほど池田さんからご説明がありましたとおり、現行の行動規範では、「相互研鑽」となっております。この、「相互研鑽」の意味合いなのですが、アクチュアリーの専門性が高いので、アクチュアリーどうして切磋琢磨して、相互研鑽により能力の向上を図っていかうという考え方。それプラスで、実は第7条2項にあったのですが、相互研鑽を通じた相互チェックのような意味合いがありまして、今回は、その相互チェックの意味合いは第9条の、「信用保持」の方に移管させるということで、第8条は能力の向上に絞って議論してまいりました。結果としては、「相互研鑽」という言葉は残したのですが、自己研鑽もあるということで、「自己研鑽」という言葉も追加されております。

もう1点論点になりましたのが、能力の向上の範囲なのですね。どのような能力を向上させるのかということなんです。いわゆる保険数理や年金数理など、伝統的なアクチュアリー業務のところを指しているのか、それとも、今どんどん広がっている新しい専門分野も含めて、すべて向上させる対象なのかということがありました。この書き方によっては、すべてのアクチュアリー会員が、広がっているすべての専門業務についての能力を向上させないといけないというような結構厳しい規定になる。そのような可能性もありましたので、表現については注意して作りましたということです。

結果的に、第8条を読んでいただくと、具体的にどこまでを言うのだということはないのですが、範囲を広く取って、「能力の向上を図ってください」と。ただ、8条を見ていただきますと、「維持向上に努める」というようなソフトな表現で、無理やりやらないといけないというような感じにはしてないということです。

宮本 今村さん、ありがとうございます。

では、この、「業務の提供」、「能力の向上」のところを振り返ってみて、池田さんはいかがででしょうか。

池田 はい。今回の改定では、今までの行動規範で「本会における会員資格の種類と専門能力に応じて」というように、やや抽象的になっていた部分の具体化、「専門業務に関する能力の向上」について、時代に合わせた記載に見直すといったことを行ったということです。

見直しに当たっては、実際の業務に妙な縛りが生じないようにすることを考えながら、ある程度具体性を持たせて、実際に実践できる内容にすることや、移りゆく時代の変化によって陳腐化しないようにすることを目指して作っています。

当然ではあるのですが、行動規範・行動基準を読んだらアクチュアリーとしての手足の動かし方が全部分かる、といったレベルのものではないですが、ある程度は目指したところが実現できているのかな、と思っています。そのような狙いみたいのところをご理解いただけるとありがたいと思っています。

宮本 池田さん、ありがとうございました。

行動基準（別表）

前文
第1条：制定目的
第2条：規範の遵守
第3条：誠実義務
第4条：コンプライアンス
第5条：業務の提供（+行動基準別表）
第6条：公正義務
第7条：守秘義務および目的外利用の禁止
第8条：能力の向上
第9条：信用保持
第10条：行動規範の改廃

The Institute of Actuaries of Japan
Think the Future, Manage the Risk

13

宮本 では、トピックスの最後に移ります。行動基準の「業務の提供」の中に「行動基準別表」があります。これは行動基準の中での目玉でもあり、かなりの分量を占めていますので、ここについて触れていきます。では、こちらは、今村さんからよろしくお願いします。

今村 はい。SOMPOホールディングスの今村です。何回も話しているのですがけれども、順番ということで今、自己紹介を若干させていただきます。

今はSOMPOホールディングスの内部監査部におりまして、アクチュアリーの仕事というと、ERMの監査をするなど、そのぐらいしかなくて、あとは違う仕事をしているという感じなんです。経験から言いますと、生保事業は長いのですがけれども、生保の決算、あるいはエンベデッド・バリューですね。あと、損保事業ではリスク管理、ERM体制の構築、最近ですとコムフレームやICS対応などを担当してきました。よろしくお願いします。

最初に、ここでもアンケートを取らせていただきたいと思います。今は実務基準というのが幾つもあると思います。保険計理人や退職給付会計など。このような実務基準があればいいなと思うものに、投票していただけますでしょうか。

宮本 「経済価値」が、一番多いですね。

今村 まだ動いています。大体出ました。

宮本 出ましたね。



今村 はい。先ほど最初のアンケートでも、リザーブをやられている方がたくさんいらっしゃるのので、やはり経済価値保険負債というのは、今トピックとしては重要ということかなと思います。おそらく、「あればいいな」ということはどのようなことかということ、「このようなところで悩んでいるアクチュアリーの方がたくさんいるのかな」というところで、非常に参考になるかと思います。どうもありがとうございました。



今村 それでは、「別表」の方の説明にいけます。「別表」は、実は行動基準の5条第4項に紐づいております。なぜ別表になっているかといいますと、先ほどご説明がありましたとおり、この内容が非常に長いので、本体に入れますと非常に分かりにくいということで別表に切り

出しております。第5条4項にはどのようなことが書いてあるかといいますと、「専門業務を行うにあたっては、別表に定める事項を考慮するということで、ただ、「これらは一般事項であり、他の考慮すべき事項がある場合はそれも考慮してください」というようなことが書かれてあります。

いわゆる、「一般的なものなので、全部挙げているわけではありません」というような考え方は、実は行動基準の第2条にもあります。端的に言いますと、「これだけやっていたら大丈夫ですよ」というわけではなくて、「趣旨を考えて、これ以外のことも対応してください」というような考え方で、ここにはそのように書いているのですけれども、行動規範・行動基準全体にわたる考え方だと思っています。

続いて、「別表」の具体的な(1)から(6)があるのですけれども、「別表」はただ並べているだけなので、今日は関係を分かりやすくするために図のように描いてきました。

(1)「重要性の評価」については、赤で線を引いていますけれども、大きくして中に他のものを含むような形で描いています。この意味はどのようなことかという、(1)から(6)のうち、(1)から(6)がみんな並列というわけではなくて、(1)は、「この各ステップのすべてのステップで(1)は考えてください」という意味です。

では、「重要性の評価というのは何ですか」というと、右上の四角に書いていますけれども、皆様も専門業務をやられるときに簡略化や省略などをされると思います。ただ、簡略化等をされるときに、同時に、「しても大丈夫か」と考えると思います。そのようなことなのですね、ここで言っているのは、影響がないと大丈夫と思うのですけれども、影響が大きいと、ここでは、「きちんと報告してください」というようなことが書かれています。

あと、専門業務をやるときには、例えばモデルを使うかどうかを考えるとします。ここで言うモデルといいますのは、複雑なプログラムを組んだものばかりではなくて、簡単にExcelシートで作ったようなものも、一応モデルと考えていただければと思います。それから、数理上の前提や手法をどのようにするかですね。例えば、「何とか分布に従います」、「パラメーター等を設定します」など、そのようなことを考えるとします。次にデータは何を使うか。計算をするためのデータですね。例えば、自社の経験データや業界の統計データなど、どれが適しているかというのを考えるとします。

今回の、この別表で言っているのは、このような専門業務の一連の流れの中の各ポイントで、スライドで言いますと、四角でくくっている中に列挙されている、このような観点からの検討や確認などをやってくださいということです。

計算ができれば、今度は、「検証」ということで、これは(5)なのですけれども、検証自体は独立した専門家が客観的に検証するというのがベストなのですが、すべての専門業務でそのようにやらないといけないかという、実はここでも重要性の評価をしてくださいと。重要であれば、やらないといけないのですけれども、重要性の評価で低いということになれば、例えば機械的なチェック、あるいは独立してない同僚のチェックを検証とするなど、そのようなことも認められるということです。

検証が終わったら今度は、「報告」なのですけれども、報告については報告する相手ですね。上司の方、あるいはクライアントになると思いますが、そのような方のご要望、あるいはこの専門業務に対する知識、そのようなものを勘案して、内容や時期、頻度などを考えてくださいということです。

今回の（１）から（６）というのは、実は、専門業務をやられている皆さんはすでにやられていると思います。ただ、やられている基準が、アクチュアリー個人の基準であったり、あるいは会社さんの基準であったりしていると思います。実は国際アクチュアリー会（ＩＡＡ）の方で「ＩＳＡＰ １」という標準実務基準のようなものがあるのですけれども、その中にも同じような内容が記載されておまして、そこも整合的に作っております。

ですので、今回このようなものができたというところで、皆様が今やられていることと、アクチュアリー会が基準として作ったことを見比べていただいて、考慮不足というような部分がありましたら、ここの別表を適用していただければと思っております。私からの説明は以上になります。

宮本 今村さん、ありがとうございます。

このページにも共通に考慮すべき事項という記載がありますが、先ほどのアンケートでも、どのような実務基準があったらいいかという質問に対して、経済価値ベースの保険負債評価と回答がありました。今現在、ホットイシューのところがあり、保険の分野の方には、この別表にピンとくるところがあるかなと思います。年金の分野あるいはコンサルの分野などで、この実務基準の別表というのはフィットするかどうかを、コメントを聞いてみたいと思います。

池田さんと古谷さんから、順番にお願いします。

池田 はい。年金の方ですね。年金の方でも実務基準はありまして、よく参照するもので、日本年金数理人会の「確定給付企業年金に関する数理実務基準」、アクチュアリー会と一緒に出しています「退職給付会計に関する数理実務基準」、「ＩＡＳ 19 に関する数理実務基準」といったものがあるのですが、今、今村さんからご説明いただいた別表に記載されている内容は、これらの実務基準にも、おおむね同じようなことが書いてあります。なので、今回はこの別表の内容を検討しているときにも全然違和感はなかったです。

宮本 古谷さん、どうぞ。

古谷 はい。前職ですけれども、コンサルの立場からしても全く違和感はないですし、私が前職に入社したのは 2007 年でしたけれども、当時からこの内容のことというのは実践されてましたし、その内容がきれいにまとまっているなという印象を受けています。

例えばなのですけれども、前職に入社したときによく社内の議論の中で、「マテリアリティーはどうか」、「マテリアルなの、それは」などというのを質問されて、当時は、英語があまり得意ではないというのもあって、「材料って、どういう意味？」というように思った記憶があります。調べてみるとマテリアルというのは、「重要な」とか、マテリアリティーは、「重要性」とかいう意味があって、重要性の観点からモデルをどれだけ精緻にモデル化していくのかといったところを、当時から議論していたのだなというように、今思います。

あと、データの品質というところに関しても、上司から、「お客さんからもらったデータを、きちんと精査してから業務に取りかかりなさい」とよく言われました。なぜかという、契約書上はデータ・リライアンスという形で、「お客さんで品質を確保してください。我々の業務内容というのは、それによって変わってしまいます」という形でガードをかけるのです。けれ

ども、実際に何もチェックせずに業務をやって、最終的な成果物というのが、実際にはデータが間違っていて、全然意味のない成果物を提供してしまうということであれば、コンサルの立場からも、お客さんの立場からも、お互いにアンハッピーな状況になってしまいます。できる範囲で、作業する側が、「データというのが確からしい」というところを精査してから業務を開始する、というところを非常に徹底された記憶はあります。ですので、全く違和感がないというところが正直な感想になります。

宮本 ありがとうございます。

では、このページの一番下で、「報告」というところを少し触れます。報告の中には実は別表で、「必要に応じて意思疎通を行うこと等により」という記載がございます。つまり、依頼者とコミュニケーションを図ることの重要性というのを示しています。アクチュアリー同士であれば、「そこまでやらなくても」というところもあります。専門家ではない依頼者と話すときには、そうでもないことも出てくると思います。このように、アクチュアリーにとってコミュニケーションの重要性について、少しお話しいただければと思います。では、板倉さんからお願いします。

板倉 はい。アクチュアリーに限らず、専門家全体に言えることだと思うのですが、説明責任を果たすうえで、コミュニケーションというのは、やはり重要なのかなというように思っています。生命保険会社の、特に生命保険分野にいますと、顧客と会うということは、まずないのですけれども、アクチュアリー以外の社員と仕事をするには、少なからずございます。その際には、「相手の専門知識などがどのようなところにあるのか」というのを意識しながら、説明に濃淡をつけて説明する。もしくは、複雑な事象ではなるべく簡単に説明する、または図など、そのようなものを使いながら説明する等々の工夫を行っております。

専門家といいますと、どうしても専門家独自の独善的な考えによってしまったり、もしくは、自分がどうしても説明したいという気持ちが強くなって一方向のコミュニケーションになってしまうというようなことが、意識しないと起きてしまうのかなというように感じています。ですので、そのようなことにならないように双方向のコミュニケーションを意識しています。なるべく、「相手がどのようなことを求めているのか」というのをくみ取りながら、業務をしっかり進めていくということが重要なのかなというように考えております。

私は、先ほど言いましたように、なかなか顧客と会うことはないということなのですが、池田さんは結構年金の方で、顧客と会うということがあると思うので、よろしかったら補足の説明などを頂けると助かります。

池田 生保のアクチュアリーがお客さんと話す機会が少ないというのは「言われてみればそうか」ということですが、少し意外な感じがしたので、念のためにお話します。信託銀行のアクチュアリーは、年金数理人として、お客様宛てに年金制度の財政状況を説明する機会も多く、また、コンサルタントとして退職給付制度に関するご提案をお客様宛てに行ったりする、このような機会が比較的多いように思っています。

コミュニケーションの重要性ということですが、多くのお客様にとっては、年金の話や退職金の話というのは、それほどなじみの深いものではないこともありまして、また、それが数理

的な話になるとなおさらよく分からないということで、専門家然として話していると、普通はご理解いただけないことになります。

また、経験が長くよく知ってらっしゃるお客様もいらっしゃれば、まだ新任でよくご存じではないお客様もいらっしゃるなど、お客様によって知識のレベルもいろいろ違います。

当たり前のことではあるのですが、お客様が内容を理解できないような説明をしてもしかたなくて、専門的な話であったとしても、きちんとお客様に理解してもらえるような内容に落とし込んでいくといったことが必要なのかなと思います。ですので、お客様に合わせて説明の内容やコミュニケーションの取り方をいろいろと変えていく必要があるのではないかと考えています。受け手のことを考えて、しっかりコミュニケーションを取っていきましょう、ということかと思っています。

宮本 板倉さん、池田さん、ありがとうございます。

いろいろな視点から意見が聞けたので、非常に良かったです。この別表について、今村さんから総括して何かコメントはありますか。

今村 はい。すみません、時間がだんだんなくなってきましたので、簡単に。今のディスカッションを聞いていただいて、いろいろな業界で今回の（１）から（６）というのは、割に違和感のない考慮すべき事項だということがご理解いただけたかなと思います。

もう１点、大切なのはコミュニケーションということで、今もお話がありましたけれども、先ほどのアンケートでも、そのようなところを重視されているというようなことで、皆さんもそこは自覚されているというようには思っています。

ただ、今回の行動規範・行動基準で、「コミュニケーション」という項立てはないのですが、やはり報告のところなどは、コミュニケーションの重要さというような主旨が入った内容になっているというところをご理解いただけたらと思います。

宮本 ありがとうございます。

行動規範・行動基準の全体像（再掲）

行動規範（改正前）	行動規範（改正後）	行動基準
第1条：総則 （職務の説明） （社会への貢献） （制定目的） （行動規範の改廃）	・前文 （職務の説明） （社会への貢献） ・制定目的	【行動規範の内容の具体化】 ・行動基準制定の背景・目的
第2条：規範の遵守 （対象範囲の明示）	・規範の遵守	・規範の遵守の例示・内容 - 対象範囲の明示
第3条：誠実義務	・誠実義務	・誠実義務の例示・内容
第4条：業務の提供 （専門職能者としての責任） （必要資源の確保）	・コンプライアンス ・業務の提供	・コンプライアンスの例示・内容 ・業務の提供の例示・内容 - 専門職能者としての責任 - 必要資源の確保
（利害の対立） （報酬）	・公正義務	- 責任の明示 - 専門業務上の考慮事項 ・公正義務の例示・内容 - 利害の対立 - 報酬
第5条：責任の明示 第6条：守秘義務	・守秘義務および 目的外利用の禁止 ・能力の向上	- 重要性的評価 データの品質確保 数理上の前提と手法 モデルガバナンス 検証 報告
第7条：相互研鑽 （疑義の表明）	・信用保持	・守秘義務および目的外利用 の禁止の例示・内容 ・能力の向上の例示・内容
第8条：名称の使用	・行動規範の改廃	・信用保持の例示・内容 - 名称の使用 - 疑義の表明
附則	附則	15

宮本 では、最後に、まとめと言いながら、ページが細かいので申し訳ありませんが、補足として、今日取り上げなかったところを簡単に触れます。赤字のところは触れましたので、黒字のところですが、その他のトピックスとしては、「公正義務」や、「信用保持」という項目があります。こちらについて、現行の行動規範では、具体的な行動に関する記載によっていましたので、より幅広い内容に、今回は変えています。

他に、「守秘義務」が第6条にあります。アクチュアリーは会社の重要な機密に触れる機会が大変多くありますので、ここに、「目的外利用の禁止」という言葉を追加しています。

加えて、括弧書きで記載していますが、「疑義の表明」という記載があります。こちらは自己または他の会員の行う専門業務の内容に疑義がある場合には、意見書を提出することができるという規定ですが、こちらは現行の行動規範第7条に含まれていましたが、信用保持の行動基準の中に移しています。

長くなりましたが、今回の行動規範の改正は以上となります。

では、少し質問が来ていますので触れていきます。それもご指名で来ていますので、そのまま読み上げさせていただきます。

「池田さん、今村さんに質問です。自己の能力を踏まえてという点に関して、上司から、自分の能力以上の業務を行うことを要求された場合には、どのように対応したらよいでしょうか」。

結構、具体的な質問が来ていますね。では、池田さんから、どうぞ。

池田 まずは勉強してください、と思います。また、今の段階でできないということであれば、上司に、そのことをきちんと理解してもらおうということが大事だと思います。できないことはできないので、できる範囲のことをまずやると。上司はそこをしっかりとフォローしてやってい

く。何か全然アクチュアリーの話ではないですが、そのようなことなのではないかと思います。それ以上のことを言われたら、パワ・ハラですね。そこはやめてくださいと言えばいいのではないのでしょうか。

宮本 ありがとうございます。では今村さん、お願いします。

今村 事実として断るといのは、やはり上司では多分無理だとは思いますが、ただ正直に言うということですね。時間がたってから、「できない」ということを言ってしまうと、みんなに迷惑をかけますので、そのような意味で言うと、「ここまでは自分で頑張ります」というところも正直に言って、サポートをしていただくしかないと思います。

宮本 ありがとうございます。そうですね。「自己の能力を踏まえて」と言っていて、「能力がない」と言うと、永遠に能力は拡大しないので、一定程度は能力をつけることも大事ですし、とはいえ、できないことは、「できない」と言う能力も必要なもので、このあたりはバランスを取るしかないという抽象的な言い方になるかもしれません。

では、もう1つぐらい質問に触れていきたいと思います。

「海外に展開する会社が増えている中、海外の保険計理人要件に日本アクチュアリー会の正会員資格が認められない状況です。日本アクチュアリー会の正会員のバリューを高めるために、『海外のアクチュアリー会の正会員資格と互換性を有する』とありますが、この意見をお聞かせください」。

アクチュアリー会の話に触れているので、我々では答えにくいところはあるかもしれませんが、どうでしょうね。古谷さんから、日本人アクチュアリーとして海外に負けない活躍の仕方など、そのようなものがあれば、触れていただくといいかもしれません。

古谷 質問を変換していただいて、ありがとうございます。

結構、個人的な課題というところでもあるのですが、日本人のアクチュアリーの方と、専門業務の話や、その周辺業務の話をするというところは、それほど、日本語というところもあって苦なくできます。これを英語で日本の事情を説明して、日本のことをあまり詳しく知っていない専門職の人に対してどのように納得させるのかというのは、結構、やはり難しいなというように思っています。私自身もまだまだ勉強中のところもありますし、報告の書き方一つをとっても、同じことを言うにしても、「このような書き方をした方が良いのでは」というアドバイスももらうことはありますし、そのあたりが、海外のアクチュアリーの専門家と働くうえでの個人的には課題。あと、日本人が広く、そのようなところで課題を持っている人が多いのではないかなというようには思っているところですかね。はい。

宮本 はい、ありがとうございます。

他にも質問が来ていますが、いったんこのくらいにしておきます。アクチュアリーの仕事というのは、いろいろな実績に基づいてモデルを作って将来予測ができるというのは大変な特技

だと思いますし、数字にも強いというところで、今後もアクチュアリーの仕事というのはどんどん広がっていくと思います。ですので、そのようなことに耐えられる行動規範・行動基準であるべきなのかなというように思っています。

今回、私もこの規範・基準を読んで理解も深まりましたし、自分の行動もこれからしっかり見直して、やっていきたいと思います。

では、時間になりましたので、このセッションについては以上とさせていただきます。パネラーの皆様、参加者の皆さん、どうもありがとうございました。